

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年12月 8 日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社MVジャパン
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区平河町二丁目16番 1 号平河町森タワー10階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区平河町二丁目16番 1 号平河町森タワー10階
【電話番号】	(03) 5211 - 3830
【事務連絡者氏名】	ディレクター 伊藤 政宏
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社MVジャパン (東京都千代田区平河町二丁目16番 1 号平河町森タワー10階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

- (注 1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社MVジャパンを指します。
- (注 2) 本書中の「対象者」とは、ショットモリテックス株式会社を指します。
- (注 3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注 4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注 5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注 6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注 7) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注 8) 本書において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日を意味します。
- (注 9) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。
- (注10) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

第1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

ショットモリテックス株式会社

2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、後述のシティック・グループに属する運用会社が運用する投資ファンド等によりケイマン諸島法に基づき設立されたMVHC Limitedの完全子会社である、香港法に基づき設立されたMV Limitedがその発行済株式の100%を保有する株式会社であり、対象者の株式を保有し、対象者との間での業務提携を遂行することを目的として平成26年11月に設立された株式会社です。

公開買付者は、平成26年12月5日付の取締役の決定により、対象者との間で、同日付で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結すること（なお、本資本業務提携契約の詳細については、下記「第4 公開買付者と対象者との取引等」の「2 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容」の「(2) 本資本業務提携契約」をご参照ください。）、また、対象者の親会社であるショット日本株式会社（以下「ショット日本」といいます。）の保有する対象者株式の全て（9,976,711株、保有割合（注）：71.60%、以下「ショット日本保有株式」といいます。）を取得することを主たる目的として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、ショット日本の完全親会社であるSCHOTT AG（以下「ショット」といいます。）との間で、平成26年12月5日付で公開買付けの実施及び株券の応募に関する契約書（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、ショットが、ショット日本をして、ショット日本保有株式（9,976,711株、保有割合：71.60%）の全てを本公開買付けに応募させることの合意を得ております（なお、本応募契約の詳細については、下記「(5) 公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。）。また、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）1株当たり180円は、ショットとの合意により決定した価格であります。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者の発行済株式総数の過半数を保有することとなる株式数を買付予定数の下限（6,966,965株、保有割合：50.00%）として設定し、応募株券等の総数がかかる買付予定数の下限に達しない場合には、応募株券等の全部の買付けを行わない予定です。

本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではありませんが、本書提出日現在、対象者の親会社であるショット日本の対象者株式に係る株券等所有割合は3分の2以上となっており、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合もまた3分の2以上となることから、法第27条の13第4項及び令第14条の2の2に従い、買付予定数の上限を設けておらず、買付予定数の下限（6,966,965株、保有割合：50.00%）以上の応募があった場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。なお、公開買付者としては、本公開買付けの結果、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における下記「(6) 上場廃止となる見込みの有無について」に記載の

から までの上場廃止基準により猶予期間入りに至った場合には、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策を実施し上場を維持することが対象者の企業価値の維持に必要とまでは考えていないことから、公開買付者を除く対象者の株主の換金方法を確保するため、当該猶予期間入り後実務的に可能な限り早期に、更なる対象者株式に対する公開買付けを実施すること及び全部取得条項付種類株式を用いた方法又はその他の方法により対象者を公開買付者の完全子会社とすること（この際に、公開買付者以外の対象者の株主が受け取る対価は、公開買付者による直近の買付価格である本公開買付価格と同一の価格及び当該完全子会社化実施時点の対象者株式の時価も勘案した上、公正妥当と考える価格（本公開買付価格と異なる可能性があります。）とする予定です。）を検討いたします。

(注) 保有割合とは、対象者が平成26年11月13日に公表した「平成26年9月期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「平成26年9月期決算短信」といいます。）に記載された平成26年9月30日現在の発行済株式総数（13,933,928株）から同決算短信に記載された同日現在の対象者の保有する自己株式数（486株）を控除した株式数（13,933,442株）に対する割合をいいます。以下同じです。

また、対象者が平成26年12月5日付で公表した「MVジャパンとの資本業務提携契約の締結およびMVジャパンによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、平成26年12月5日開催の対象者取締役会において、公開買付者との間で本資本業務提携契約を締結すること、及び本公開買付けについて賛同の意見表明をするとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることを決議したとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び理由並びに意思決定の過程

シティック・キャピタルの概要

シティック・キャピタル・ホールディングス（CITIC Capital Holdings Limited、中信資本、以下「シティック・キャピタル」といいます。）は、中国で最大級の金融・産業コングロマリットであるシティック・グループの一員として平成14年に設立された、代替投資を中心とした投資運用と投資顧問を行う会社です。設立は、シティック・グループの金融ビジネスの主要企業の一翼に位置づけられるシティック・インターナショナル・ファイナンシャル・ホールディングス（CITIC International Financial Holdings Limited、中信国際金融控股有限公司）と香港証券取引所の上場企業であるシティック・リミテッド（CITIC Limited、中国中信股份有限公司）の2社による出資によって行われ、その後、これにそれぞれ中国及びカタールの政府系投資ファンドであるチャイナ・インベストメント・コーポレーション（China Investment Corporation、中国投資有限責任公司）及びカタール・ホールディング（Qatar Holding LLC）が株主として加わっています。なお、現在では、シティック・インターナショナル・ファイナンシャル・ホールディングスは株主ではありません。

シティック・キャピタルは、中核事業としてプライベート・エクイティ、不動産投資関連、ストラクチャード・ファイナンス等のアセット・マネジメントのビジネスを行っており、これらのビジネスを通じて欧米・日本・中国等の様々な機関投資家グループの資産44億米ドル以上を運用しています。プライベート・エクイティ事業に関しては、日本、米国及び中国において、それぞれの国に特化したプライベート・エクイティ・ファンドを擁しており、それぞれ日本、中国をはじめ米国、欧州諸国等各国において、中国及びアジア地域での成長性のある企業への主にバイアウト投資を行っています。

日本においては、国内外の有力な機関投資家から資金を集め、日本の未公開企業又は上場企業を投資対象とし、平成16年に日本ファンドの1号ファンドとしてシティック・ジャパン・パートナーズ（CITIC Japan Partners L.P.、ケイマン諸島籍リミテッド・パートナーシップ）を、また平成22年に2号ファンドとしてCCJP II, L.P.を主体としたファンドを設立しました。日本ファンドは、中国の金融・産業コングロマリットであるシティック・グループの経営資源・ネットワークを活用し、中国及びアジア地域での成長を梃子として日本企業の更なる企業価値の拡大を支援しようという理念の下、8件の投資を実行してきました。各投資先企業に対して、スキームの構築、資金調達、事業計画立案に加え、投資実施後の事業展開計画、市場開拓、財務戦略、ローカルパートナーとの提携戦略に至るまで、企業価値向上のための支援を行っています。日本ファンドの2号ファンドは、MVHC Limitedの全株式を所有（間接保有を含みます。）しています。

対象者の状況

対象者によれば、対象者は、以下の状況にあるとのことです。

対象者は、光ファイバ他各種特殊素材・機器の輸出入及び国内販売を主たる事業として昭和48年に営業を開始し、現在は製造機能も備え、光応用機器事業及び機能性材料事業を行っています。このうち光応用機器事業の主要部門であるマシンビジョンシステム部門においては、創業当初からのコア技術である光学・照明技術を活用し、主に半導体製造装置・電子部品実装機・液晶製造装置業界向けに、レンズと照明装置を組み合わせたマシンビジョン機器を開発・製造・販売しております。また、対象者及びそのグループ会社（以下「対象者グループ」といいます。）は、レンズ（光学設計）、照明（LED・光ファイバ照明）及びカメラの開発から生産までを全て実施しております。

一方、対象者の親会社であるショット日本の完全親会社であるショット（間接的に保有する対象者株式の数：9,976,711株、間接的な保有割合：71.60%）及びそのグループ会社（以下「ショット・グループ」といいます。）は、ショットを中核として、世界各地に所在する子会社及び関連会社から構成される技術を基盤として国際的に業務を展開している企業集団であり、特殊材料、部品、システムの開発・製造を営んでいます。ショットは、特殊ガラス・材料、先進技術分野で130年の歴史を有する国際的な技術グループ企業です。ショット製品の用途は、家電、医薬品、電子機器、光学機器、輸送機器など多岐に渡っております。ショットはサステナビリティを追求し、従業員、社会、環境への支援に努めています。また、ショットは世界35カ国に製造・販売拠点を設置し、お客様との密接な関係を保っています。現在の従業員数は約15,400人で、2013年度には約18.4億ユーロの売上高を達成しました。なお、ショットは、ドイツに基盤を置くカールツァイス財団の傘下企業です。

より一層の収益力強化及びグローバル市場での事業拡大が大きな経営目標であった対象者は、シナジー効果が高い光学、画像処理及び照明関連企業との提携の可能性を模索し、以前から光ファイバ等の技術交流のあったショットに対し、平成19年4月、業務提携の打診を行いました。ショット・グループと対象者は、ともに光ファイバにおいて有力なメーカーであるものの、ショット・グループは主に自動車、医療、工業、航空、建築及び防衛業界向けに特に欧州及び北米市場に強みを持ち、一方で対象者は主に半導体、液晶事業向けに日本及びアジア市場に強いという異なる強みを持っていたことから、ショットにおいても、相互補完の関係を築くことが可能であると判断し、同年6月に業務提携に関する覚書を、同年10月に共同技術開発に係る基本合意書を、さらに同年11月に2本の販売代理店契約を締結いたしました。

その後、純粋な業務提携という提携形態では、相互に提供可能な製品及び技術が限定されてしまうため、さらに包括的な提携関係に発展させたいという相互認識が強まり、翌平成20年9月、対象者及びショットは資本業務提携契約を締結するに至り、対象者は、ショット・グループの一員に加わることとなりました（なお、その後対象者は、ショットとの間で平成22年11月25日付で変更資本業務提携契約（Amended and Restated Agreement on Capital Tie Up and Business Alliance、以下「旧資本業務提携契約」といいます。）を締結しております。当該契約の詳細については、対象者が平成22年11月25日付で公表した「SCHOTT AGとの資本業務提携内容の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。）。

しかしながら、ほぼそのタイミングを同じくして、平成20年9月、サブプライムローン問題に端を発した金融市場の混乱が国際的に拡大し、企業業績の悪化と個人消費の落ち込みが顕著となり、海外においても、金融市場の信用収縮が実体経済に波及し、世界経済に大きな影響を与えました。景気の後退に伴う個人消費の急激な落ち込みを受け、半導体メーカーの設備投資凍結・延期が相次いだことから、対象者の主力事業であるマシンビジョンシステム事業の主要販売先である半導体製造装置業界では受注状況が急速に悪化し、また、電子部品実装装置業界、液晶製造装置業界においても、個人消費低迷の影響などにより、受注は急減速いたしました。

このような経済情勢を受け、対象者グループは、グループ企業の見直しや部門譲渡などの組織再編、事業規模に応じた人員適正化を図るべく早期退職優遇制度を実施するなど、経済環境の急変への対応に重点を置く結果となり、また、老朽化した生産設備の除却や保有投資有価証券の評価損、事業の減損損失の計上を余儀なくされました。この間、対象者は、「Profitable Growth」（利益を伴う成長）の早期の実現を目指し、ショット・グループの協力を得て、社内営業体制の見直し、対象者の子会社であり主力生産拠点であるショットモリテックス・テクノロジーズ（深セン）への製造移管の加速など、リーマンショック後、対象者の主要かつ戦略販売地域であるアジア、特に新興スマートフォンメーカーの台頭著しい中国及び対象者重要顧客を抱える日本市場における収益力の改善及び強化を経営の最重要課題として優先的に取り組んでまいりましたが、ショット及び対象者が期待したショット・グループの販売網を利用した市場面の補完、及び対象者のマシンビジョンシステムに関する光学設計技術等とショット・グループの光ファイバ製造技術等を融合した新製品の開発等技術面の相互補完において、高いシナジー効果を最大限に、かつ継続的に発現できたとはいえず、またこの間、対象者の主要販売先である半導体製造装置業界、電子部品実装装置業界、液晶製造装置業界における事業環境好転も力強さを欠き、ショット及び対象者グループが計画した事業展開は、資本業務提携を実施した当時の見通しとは異なる結果を辿っております。

ショット日本保有株式の売却意向及び本応募契約の締結

対象者によれば、上記「対象者の状況」に記載のとおり状況において、ショットはグループ全体の新たな事業戦略を推進する上で、ガラス製品製造業者としての強みをより活かす原点回帰の事業戦略により軸足を移すこととなり、長期的な経営戦略の観点から、グループ全体の事業ポートフォリオの再評価及び再設計を進めていたとのこと。その結果として、ショット・グループのコア事業群から距離のあるマシンビジョンシステムを主力事業に据える対象者については、新たなパートナー候補者を選定し、ショット日本保有株式を譲渡することとなったとのこと。

シティック・キャピタルは、平成26年8月頃から、対象者の親会社であるショット日本の完全親会社であるショット（間接的な保有割合：71.60%）が、対象者の企業価値向上に資する新たなパートナーを検討するためにショット日本保有株式の譲渡を複数の買付候補者に打診したことに始まる入札プロセスに参加し、ショット及び対象者から提出された対象者の事業・財務・法務等に関する資料の精査、対象者の経営陣との面談等の買収監査（デュー・ディリジェンス）を実施し、ショット日本保有株式の取得について分析、検討を進めて参りました。

シティック・キャピタルは、ショットに対して、上記分析、検討を経た買付価格を含む本公開買付けに関する諸条件とともに対象者の経営に係る方針などの提案を提示した後、平成26年11月、対象者の新たなパートナー候補者としてショットに選定されました。その後、ショットとの間で協議を進めた結果、ショット日本保有株式の買付けに係る諸条件の合意に至ったことから、公開買付者は、平成26年12月5日に、ショットとの間で本応募契約を締結いたしました。

なお、対象者によれば、対象者は、ショットのショット日本保有株式売却の意向につき、平成26年5月にショットから提案を受けたとのこと。その後、上記入札プロセスに参加したシティック・キャピタルによる対象者施設の視察及び主に以下（ ）から（ ）までに記載した観点から複数回の協議を重ねた結果、シティック・キャピタル及び対象者は、中国最大級の産業・金融の企業集団であるシティック・グループ傘下の公開買付者及び対象者との間において資本提携関係を構築することが、対象者グループの企業価値の向上に繋がるとの認識で一致いたしました。

（ ）上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び理由並びに意思決定の過程」の「シティック・キャピタルの概要」に記載のとおり、シティック・キャピタルの中核事業の一つであるプライベート・エクイティ事業に関しては、日本、米国及び中国において、それぞれの国に特化したプライベート・エクイティ・ファンドを擁しており、それぞれ日本、中国をはじめ米国、欧州諸国等各国において、中国及びアジア地域での成長性のある企業への主にバイアウト投資を行っている実績

（ ）また、シティック・キャピタルの日本ファンドにおいては、中国の金融・産業コングロマリットであるシティック・グループの経営資源・ネットワークを活用し、中国及びアジア地域での成長を梃子として日本企業の更なる企業価値の拡大を支援しようという理念の下、8件の投資を実行し、各投資先企業に対して、スキームの構築、資金調達、事業計画立案に加え、投資実施後の事業展開計画、市場開拓、財務戦略、ローカルパートナーとの提携戦略に至るまで、企業価値向上のための支援を行ってきており、そのいずれの投資戦略においても、中長期的な視点に基づき実行及び完遂されている実績

（ ）他方、特に対象者の中国及びアジア地域における営業面においては、シティック・キャピタルの上記（ ）（ ）に記載した投資戦略及びシティック・グループの経営資源・ネットワーク、特に市場開拓及び市場調査の面においてその経営資源・ネットワークを活用できることにより、対象者の主力事業であるマシンビジョン事業における戦略販売地域であるアジア、特に中国市場での優位性の早期確立の確度を高めること、また、中国及びアジア地域における調達・生産面においては、中国・深センに主要な生産拠点を有する対象者グループにとって、シティック・キャピタルが保有するアジア、特に中国市場でのローカルパートナーと対象者グループとの間の提携戦略の模索（特に現地部材調達適正化等の原価低減に資するサプライチェーン網の見直し）等、長期的な視点でより安定した事業展開を行う上での地盤構築を図ることが従前に比し容易となること、ひいては、対象者のビジネス運営において、対象者の収益力強化・企業価値向上の確度を高めること

(3) 本資本業務提携契約の締結及び対象者の賛同意見表明並びに本公開買付け後の経営方針

本資本業務提携契約締結の背景

シティック・キャピタルは、対象者を、その技術優位性、研究開発能力、営業力等の面から高く評価しており、中国及びアジアをはじめとした更なるグローバル展開を通じて、中長期的に成長が望める魅力的な企業と考えております。他方、対象者によれば、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び理由並びに意思決定の過程」の「 ショット日本保有株式の売却意向及び本応募契約の締結」の()に記載のとおり、対象者は、公開買付者及び対象者との間において資本提携関係を構築することが、特に中国及びアジア地域における営業面においては、対象者の主力事業であるマシンビジョン事業における戦略販売地域であるアジア、特に中国市場での優位性の早期確立の確度を高め、また、中国及びアジア地域における調達・生産面においては、長期的な視点でより安定した事業展開を行う上での地盤構築を図ることが従前に比し容易となり、ひいては、対象者のビジネス運営において、対象者の収益力強化・企業価値向上の確度を高めることとなるとの認識を有しているとのことです。上記のような認識及び判断に基づき、公開買付者と対象者は、平成26年12月5日付で、本資本業務提携契約を締結いたしました。なお、ショットと対象者との間で締結された旧資本業務提携契約については、本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けの決済の開始日をもって解消される旨の合意書を平成26年12月5日付で締結しているとのことです(当該合意書の詳細につきましては、対象者が平成26年12月5日付で公表した「ショット・アーゲーとの資本業務提携解消に関するお知らせ」をご参照ください。)。

本資本業務提携契約の内容

公開買付者と対象者は、平成26年12月5日付で、本資本業務提携契約を締結いたしました。

なお、本資本業務提携契約の詳細については、下記「第4 公開買付者と対象者との取引等」の「2 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容」の「(2) 本資本業務提携契約」をご参照ください。

対象者による賛同意見の表明

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成26年12月5日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに対して賛同の意見を表明すること、本公開買付け価格の妥当性についての意見を留保し、本公開買付けに応募されるか否かについては、株主の皆様判断を委ねることを決議しているとのことです。なお、対象者による賛同意見の詳細については、下記「(4) 対象者における買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」をご参照ください。

本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、ショット日本保有株式を取得することを目的として本公開買付けを実施するものであり、対象者株式の上場廃止を企図するものではありません。また公開買付者は、本公開買付けの終了後も上場会社としての対象者の独立性を確保しつつ、対象者の経営体制については、上記のとおり、本資本業務提携契約を締結して業務提携を推進するとともに、取締役3名及び監査役1名の指名を行うものとしております。

他方、ショットは、旧資本業務提携契約に基づき、本書提出日現在、対象者に対し取締役2名(ステファン・レッチェ氏及びトーマス・クロエ氏)を派遣しておりますが、()ステファン・レッチェ氏については、公開買付者の指定する日(但し、本公開買付けの決済の開始日から15日を超えないものとする。)をもって、()トーマス・クロエ氏については、後任取締役の選任に係る対象者の臨時株主総会の終結時をもって、対象者の取締役を辞任する旨のそれぞれ上記2名の辞任届を、対象者に提出させる旨本応募契約において合意しております。

(4) 対象者における買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者によれば、対象者は、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、主として以下の内容の措置を講じたとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者によれば、対象者は、平成26年12月5日開催の対象者取締役会において、本公開買付けについて、対象者の企業価値向上に関する検討、公開買付者の意向、下記「対象者におけるリーガル・アドバイザーからの助言」に記載の金森仁弁護士及び井上明子弁護士からの法的助言、下記「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の楢井公認会計士事務所から平成26年12月4日付で取得した株式価値算定書、下記「支配株主との間に利害関係を有しない者による、本公開買付けに係る意見表明が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手」に記載の対象者監査役3名（東京証券取引所に独立役員として届出をしている宇野正雄氏及びその他の社外監査役2名）、他監査役1名並びに金森仁弁護士及び井上明子弁護士より平成26年12月4日付で受領した意見書を踏まえ慎重に詮議、検討した結果、公開買付者及び対象者との間において資本提携関係を構築することが、営業面においては、対象者の主力事業であるマシンプビジョン事業における戦略販売地域であるアジア、特に中国市場での優位性の早期確立の確度を高めること、また調達・生産面においては、中国・深センに主要な生産拠点を有する対象者グループにとって、シティック・キャピタルが保有するアジア、特に中国市場でのローカルパートナーとの提携戦略模索等、長期的な視点での収益力強化を実現する確度を高め、ひいては対象者の企業価値の向上に繋がると考えられることから、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること、一方で、本公開買付価格に関しては、対象者、公開買付者及びショットから独立した第三者算定機関である楢井公認会計士事務所から取得した株式価値算定書における市場株価平均法に基づく算定結果に示された価格のレンジを下回ることに加え、最終的には公開買付者とショットとの協議・交渉の結果等を踏まえ決定されたものであること、及び、本公開買付け成立後も対象者株式の上場が維持されることが見込まれるため、対象者の株主の皆様としては本公開買付け成立後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性についての意見を留保し、本公開買付けに応募されるか否かについては、株主の皆様判断を委ねることを決議したとのことです。

対象者取締役のうち、ステファン・レッチェ氏及びトーマス・クロエ氏は、ショットの社員を兼務していますが、定足数を満たすため平成26年12月5日開催の対象者取締役会に出席した上で、利益相反の可能性を排除する観点から、対象者においては、まず、上記のステファン・レッチェ氏及びトーマス・クロエ氏を除く取締役2名により審議及び決議を行った上で、ステファン・レッチェ氏及びトーマス・クロエ氏を含めた4名の取締役により決議を行うという2段階の手続きを経て、全会一致により本公開買付けに賛同する旨の上記決議を行っているとのことです。また、対象者監査役3名（東京証券取引所に独立役員として届出をしている宇野正雄氏及びその他の社外監査役2名）、他監査役1名が上記平成26年12月5日開催の対象者取締役会に出席し、いずれも、対象者取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

対象者におけるリーガル・アドバイザーからの助言

対象者によれば、対象者は、対象者取締役会での本公開買付けに係る意見表明を行うに至る意思決定の過程における恣意性を排除し、公正性を担保するための措置として、対象者のリーガル・アドバイザーに金森仁弁護士及び井上明子弁護士を選任し、金森仁弁護士及び井上明子弁護士から本公開買付け、対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのことです。なお、金森仁弁護士は、対象者と顧問契約を締結しておりますが、本件に関しては適正手続及び公正性確保からの見地から、対象者のリーガル・アドバイザーとして、適切な助言を受けているとのことです。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者によれば、対象者は、本公開買付けに係る意見表明を行うにあたり、本公開買付価格の公正性を担保するための資料として、対象者、公開買付者及びショットから独立した第三者算定機関である榆井公認会計士事務所を選定し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成26年12月4日付で榆井公認会計士事務所から対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書（以下「本算定書」といいます。）を取得したとのことです。なお、榆井公認会計士事務所は、対象者及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して利害関係を有していないとのことです。また、対象者は、榆井公認会計士事務所から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

榆井公認会計士事務所は、多角的に評価を行う観点から、インカム・アプローチ及びマーケット・アプローチの2方式による評価を行い、両方式による評価額を総合的に勘案して株式価値の評価レンジを算定したとのことです。インカム・アプローチとしては、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の手法を、マーケット・アプローチとしては、類似会社比準法及び市場株価平均法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行っているとのことです。市場株価平均法については、東京証券取引所市場第一部（以下「東証第一部」といいます。）における対象者株式の流動性が低く、同市場参加者の需給関係が対象者株価に対して適切に反映されていない可能性があるため、本算定書においては参考値に留め、DCF法及び類似会社比準法を採用していることが付記されているとのことです。

上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりであるとのことです。

DCF法	177円から	232円
類似会社比準法	166円から	202円
市場株価平均法	270円から	287円

（ ）DCF法

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成27年9月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在の価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を177円から232円までと算定しているとのことです。なお、DCF法による分析に用いた対象者の業績見込みにおいて平成28年9月期から平成29年9月期にかけて大幅な増益を見込んでいるとのことです。これは、公開買付者との業務提携の推進により中国を中心とした海外営業をさらに強化することに伴うマシビジョン製品売上の増加と生産数量の増加に伴う製造効率の向上による増益を見込んでいるためとのことです。

（ ）類似会社比準法

類似会社比準法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式1株当たりの株式価値を166円から202円までと算定しているとのことです。

（ ）市場株価平均法

市場株価平均法では、算定基準日を平成26年12月4日として、東証第一部における対象者株式の過去1ヶ月の終値の出来高加重平均値（270円（小数点以下を四捨五入。以下出来高加重平均値の計算について同じです。））、過去3ヶ月の終値の出来高加重平均値（284円）、過去6ヶ月の終値の出来高加重平均値（287円）をもとに、対象者株式1株当たりの株式価値を270円から287円までと算定しているとのことです。

なお、市場株価平均法については、東証第一部における対象者株式の流動性が低く、同市場参加者の需給関係が対象者株価に対して適切に反映されていない可能性があるため、本算定書においては参考値に留めることと付記されているとのことです。

支配株主との間に利害関係を有しない者による、本公開買付けに係る意見表明が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

対象者によれば、対象者は、公開買付者及び対象者の親会社であるショット日本の完全親会社であるショットから独立性を有する、対象者監査役3名（東京証券取引所に独立役員として届出をしている宇野正雄氏及びその他の社外監査役2名）、他監査役1名より、平成26年12月4日付で(i)取引等、交渉過程の手續の観点から、本公開買付けは、金融商品取引法に基づいた公開買付けであり、応募についてはショット日本に限定されておらず、対象者の少数株主にも応募の選択権があることから少数株主にとって不利益ではないと判断する、また、本資本業務提携契約は、対象者の企業価値の向上を目的としたものであり、また、取締役会の決議を経て同契約を締結することは上場企業としての対象者の職務権限規定に沿ったものであることからコンプライアンス上の問題は無く、対象者の少数株主にとって不利益にはならないと判断する、(ii)対価の公正性の観点から、1株当たりの本公開買付価格180円は、榆井公認会計士事務所が算定した価格の範囲内であり、対象者の少数株主にとって不利益でないと判断する、(iii)対象者の企業価値向上の観点から、公開買付者にヒアリングを行った結果、公開買付者は成長が見込まれる中国を中心とした東南アジアにおいて事業拡大に必要な強力なネットワークがある等、公開買付者による本公開買付けについて対象者取締役会が賛同することは、対象者の企業価値の向上につながるものであり対象者の少数株主にとって不利益でないと判断するとの意見書を受領しているとのことです。

また、対象者は、金森仁弁護士及び井上明子弁護士より、平成26年12月4日付で(i)株主への情報開示に不合理な点が見当たらないこと、(ii)対象者の普通株主は本公開買付けの成立後もその保有する対象者株式を市場において自由に売却できるようにすることが予定されているため、本公開買付けは対象者の株主に対し特に強圧性を有しているわけではないこと、及び(iii)上記の通り、対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認、対象者におけるリーガル・アドバイザーからの助言、対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得等の各措置を実施する等公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が講じられていることに鑑みて、公開買付者による本公開買付けについて対象者取締役会が賛同することは、対象者の少数株主にとって不利益でないとする内容の意見書を受領しているとのことです。

(5) 公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、ショットとの間で、平成26年12月5日付で、ショットが、ショット日本をして、ショット日本保有株式(9,976,711株、保有割合：71.60%)の全てについて本公開買付けに応募させる旨の本応募契約を締結しております。

本応募契約においては、ショット日本の応募の前提条件として、(a)公開買付者による本公開買付けが、金融商品取引法に従い適法に開始されていること、(b)公開買付者の表明及び保証が、全ての重要な点において真実かつ正確であること(注1)、(c)本応募契約に基づき、本公開買付けの開始日までに公開買付者が履行し又は遵守すべき義務が、全ての重要な点において公開買付者により履行され又は遵守されていること(注2)、(d)公開買付者及びその役員が反社会的勢力ではないこと等反社会的勢力に関する確約事項が正確であり、遵守事項を遵守していること及び(e)ショット日本による応募の日において、公表されていない対象者に関する重要事実であってショット又はショット日本が知っているものが存在しないことが定められています。なお、ショットが、その任意の裁量により、適用ある法令等の下で許容される限度において、これらの前提条件の全部又は一部を放棄の上、自らの判断で、ショット日本をして、本公開買付けに応募させることは制限されていません。

(注1) 本応募契約において、公開買付者は、本応募契約の締結日及び本公開買付けの開始日における、(a)公開買付者の適法かつ有効な設立及び存続並びに公開買付者の本応募契約の締結及び履行のための権利能力及び行為能力の存在、(b)公開買付者において、本応募契約の締結及び履行に必要な社内手続が完了していること、(c)公開買付者に対する強制執行可能性、(d)公開買付者による、本応募契約の締結及び履行のため公開買付期間(本公開買付けに係る買付け等の期間をいいます。以下同じです。)の末日までに必要となる許認可等の取得、(e)本応募契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、(f)公開買付者が、公開買付けにおける買付け等に要する資金の支払いに足る十分な資金を有していること、並びに(g)本契約の締結に先立ち、対象者及び対象者株式に関して、法律、会計、税務、ビジネスの観点からのデュー・ディリジェンスその他の対象者株式の買付けに係る検討を実施の上、本公開買付けの実施に関し、自らの責任においてその投資判断を行っている旨の表明及び保証を行っております。

(注2) 本応募契約において、公開買付者が本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき義務としては、秘密保持義務、公表に係る義務及び契約上の地位の譲渡禁止等のほか、対象者株式の取得に関し、平成26年12月3日に公正取引委員会に対して提出している私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づく株式取得に関する計画届出書に関して公正取引委員会からの質問への回答その他必要な手続があれば、それらを速やかに実施するとともに、その他本公開買付けによる対象者株式の取得に関して同法に基づき必要とされる手続があれば、それらを法令等に定められた期限までに行うよう最大限努力する義務があります。

(6) 上場廃止となる見込みの有無について

対象者株式は、本書提出日現在、東証第一部に上場しております。本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を企図したものではありませんが、取得後の株券等所有割合が3分の2以上となることから、法令の規定（法第27条の13第4項、令第14条の2の2）に従い、買付予定数の上限を設けることができず、買付予定数の下限（6,966,965株、保有割合：50.00%）以上の応募があった場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。このため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、東京証券取引所における有価証券上場規程第601条に規定されるもののうち以下の から までの上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。対象者株式が上場廃止となった場合には、対象者株式は東京証券取引所において取引することができなくなります。なお、公開買付者としては、本公開買付けの結果、対象者株式が以下の から までの上場廃止基準により猶予期間入りに至った場合には、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策を実施し上場を維持することが対象者の企業価値の維持に必要とまでは考えていないことから、公開買付者を除く対象者の株主の換金方法を確保するため、当該猶予期間入り後実務的に可能な限り早期に、更なる対象者株式に対する公開買付けの実施及び全部取得条項付種類株式を用いた方法又はその他の方法により対象者を公開買付者の完全子会社とすること（この際に、公開買付者以外の対象者の株主が受け取る対価は、公開買付者による直近の買付価格である本公開買付価格と同一の価格及び当該完全子会社化実施時点の対象者株式の時価も勘案した上、公正妥当と考える価格（本公開買付価格と異なる可能性があります。）とする予定です。）を検討いたします。

上場会社の事業年度の末日における株主数が400人未満である場合において、1年以内に400人以上とならないとき

上場会社の事業年度の末日における流通株式の数（役員、上場会社が自己株式を所有している場合の当該上場会社及び上場株式数の10%以上の株式を所有する株主等を除く株主が所有する株式の数をいいます。以下同じです。）が2,000単位未満である場合において、1年以内に2,000単位以上とならないとき

上場会社の事業年度の末日における流通株式の時価総額（事業年度の末日における売買立会における最終価格に、事業年度の末日における流通株式の数を乗じて得た額をいいます。）が5億円未満である場合において、1年以内に5億円以上とならないとき

上場会社の事業年度の末日における流通株式の数が上場株券等の数の5%未満である場合において、上場会社の有価証券報告書を提出した日又は法第24条第1項に定める期間の末日のうちいずれか早い日までに東京証券取引所の定める公募、売出し又は数量制限付分売予定書を提出しないとき

(7) 本公開買付け後の株券等の取得予定

公開買付者は、ショット日本保有株式を取得することを目的として法令に従い本公開買付けを実施いたしますが、公開買付者は、上記「(6) 上場廃止となる見込みの有無について」に記載のとおり東京証券取引所の上場廃止基準により猶予期間入りに至らない限り、本公開買付けにより対象者株式を上場廃止とすることを企図しておりません。よって、本公開買付けが成立した場合には、上記に記載のとおり東京証券取引所の上場廃止基準により猶予期間入りに至ったために対象者を完全子会社化とする場合を除き、公開買付者は、現時点において、対象者株式を追加で取得することを予定しておりません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成26年12月8日（月曜日）から平成27年1月13日（火曜日）まで（20営業日）
公告日	平成26年12月8日（月曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は、平成27年1月27日（火曜日）まで（30営業日）となります。

【期間延長の確認連絡先】

株式会社MVジャパン

東京都千代田区平河町二丁目16番1号平河町森タワー10階

（03）5211 - 3830

ディレクター 伊藤 政宏

確認受付時間 平日10時から17時まで

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1 株につき、金180円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	シティック・キャピタル及び公開買付者は、本公開買付けの主たる目的が、ショット日本保有株式(9,976,711株、保有割合:71.60%)を取得することであることに鑑み、本公開買付価格の決定については、シティック・キャピタル及び公開買付者とショットが合意できる価格をもって決定する方針を採用いたしました。 シティック・キャピタルは、かかる方針のもと、平成26年8月以降の対象者株式の市場株価を参照しつつ、ショットとの間で複数回にわたり行われた協議の結果、買付価格を1株当たり180円とすることを決定し、最終的に、公開買付者は、平成26年12月5日付の取締役の決定により、本公開買付価格を1株当たり180円とすることを決定いたしました。 なお、公開買付者は、上記の経緯から本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書の取得はしていません。 本公開買付価格180円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成26年12月4日の対象者株式の東京証券取引所における終値(266円)に対して32.33%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じです。)のディスカウント、同日までの過去1ヶ月間(平成26年11月5日から平成26年12月4日まで)の終値単純平均(272円)(小数点以下第一位を四捨五入。以下、平均株価の計算において同じです。)に対して33.82%のディスカウント、同過去3ヶ月間(平成26年9月5日から平成26年12月4日まで)の終値単純平均(276円)に対して34.78%のディスカウント、同過去6ヶ月間(平成26年6月5日から平成26年12月4日まで)の終値単純平均(275円)に対して34.55%のディスカウントを行った価格であります。 また、本公開買付価格180円は、本書提出日の前営業日である平成26年12月5日の対象者株式の東京証券取引所における終値(267円)に対して32.58%のディスカウントを行った価格であります。
算定の経緯	シティック・キャピタルは、平成26年8月頃から、対象者の親会社であるショット日本の完全親会社であるショット(間接的な保有割合:71.60%)が、対象者の企業価値向上に資する新たなパートナーを検討するためにショット日本保有株式の譲渡を複数の買付候補者に打診したことに始まる入札プロセスに参加し、ショット及び対象者から提出された対象者の事業・財務・法務等に関する資料の精査、対象者の経営陣との面談等の買収監査(デュー・ディリジェンス)を実施し、ショット日本保有株式の取得について分析、検討を進めて参りました。 シティック・キャピタルは、ショットに対して、上記分析、検討を経た買付価格を含む本公開買付けに関する諸条件とともに対象者の経営に係る方針などの提案を提示した後、平成26年11月、対象者の新たなパートナー候補者としてショットに選定されました。その後、ショットとの間で協議を進めた結果、買付価格を1株当たり180円とすることを決定し、最終的に、公開買付者は、平成26年12月5日付の取締役の決定により、本公開買付価格を1株当たり180円とすることを決定いたしました。

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
13,933,442 (株)	6,966,965 (株)	— (株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(6,966,965株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。
- (注2) 本公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する可能性のある最大数(13,933,442株)を記載しております。当該最大数は、対象者の平成26年9月期決算短信に記載された平成26年9月30日現在の発行済株式総数(13,933,928株)から、同決算短信に記載された同日現在の対象者の保有する自己株式数(486株)を控除した株式数(13,933,442株)です。
- (注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買取することがあります。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	139,334
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年12月8日現在)(個)(d)	—
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年12月8日現在)(個)(g)	—
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数(平成26年6月30日現在)(個)(j)	139,308
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100$)(%)	100.00

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(13,933,442株)に係る議決権の数です。
- (注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成26年6月30日現在)(j)」は、対象者が平成26年8月11日に提出した第43期第3四半期報告書記載の平成26年6月30日現在の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成26年11月13日に公表した平成26年9月期決算短信に記載された平成26年9月30日現在の発行済株式総数(13,933,928株)から、同決算短信に記載された平成26年9月30日現在の対象者の所有する自己株式数(486株)を控除した(13,933,442株)に係る議決権の数(139,334個)を分母として計算しております。
- (注3) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

(1) 【株券等の種類】

普通株式

(2) 【根拠法令】

独占禁止法

公開買付者は、独占禁止法第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「企業結合の事前届出」といいます。）、同条第8項により、原則として、企業結合の事前届出の受理の日から30日を経過するまでは、本株式取得をすることはできません（以下、本株式取得が禁止される当該期間を「禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができ（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。公正取引委員会は、排除措置命令をしようとするときは、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第49条第5項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）。本株式取得に関する計画に対する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記企業結合の事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされています（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号。その後の改正を含みます。）第9条）。

公開買付者は、平成26年12月3日に公正取引委員会に対して企業結合の事前届出を行い、同日受理されています。したがって、本株式取得に関しては、原則として平成27年1月2日をもって、禁止期間は終了する予定です。

公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の前日までに、公正取引委員会に対する企業結合の事前届出に対し、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が終了しない場合、又は、独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、公正取引委員会から独占禁止法第49条第5項の規定に基づく事前通知及び同法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、訂正届出書を提出いたします。

外国為替及び外国貿易法

公開買付者は、平成26年11月28日付で、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含み、以下「外為法」といいます。）第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日受理されています。当該届出の受理後、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまで、30日の待機期間が必要です。当該待機期間は短縮されることがあります。また、当該届出に係る対内直接投資等が、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められた場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告することができ、このための審査期間として、待機期間が5ヶ月まで延長されることがあります。

公開買付者は、上記の待機期間について期間の延長がされた場合には、本公開買付けを撤回等することがあります。

(3) 【許可等の日付及び番号】

該当事項はありません。

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。）。また、当該応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主口座」といいます。）に、応募株券等が記録されている必要があります。なお、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を通じた応募の受付は行われません。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。また、公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。

外国の居住者である株主（法人株主を含み、以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」といいます。）を通じて応募してください。また、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税（注2）の適用対象となります。

公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、公開買付期間の末日の15時30分まで応募の受付をします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。）。

公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている株券等（対象者の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている株券等を含みます。）については、当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度特別口座から振替えられた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。

（注1） 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要になります。

個人

〔有効期限内の原本〕

運転免許証、各種健康保険証、各種年金手帳、各種福祉手帳、住民基本台帳カード（氏名・住所及び生年月日の記載のあるもの）、パスポート、外国人登録証明書

〔発行から6ヶ月以内の原本〕

住民票の写し、印鑑証明書、住民票の記載事項証明書、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書

住民票の写し等は発行者の印・発行日が記載されているページまで必要となります。

各種健康保険証の場合には、ご住所の記載もれ等がないかをご確認ください。

法人

登記簿謄本

法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認書類（上記「個人」と同様）

外国人株主等

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限ります。）の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

（注2）株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（日本の居住者である個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

（その他のS M B C 日興証券株式会社国内各営業店）

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金（円）（a）	2,508,019,560
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料（b）	24,000,000
その他（c）	4,000,000
合計（a）+（b）+（c）	2,536,019,560

（注1）「買付代金（円）（a）」欄は、本公開買付けにおける買付予定数（13,933,442株）に、本公開買付価格（180円）を乗じた金額です。

（注2）「買付手数料（b）」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

（注3）「その他（c）」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	2,599,999
計(a)	2,599,999

【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
投資持株会社	MV Limited (28/F CITIC Tower, 1 Tim Mei Avenue, Central, Hong Kong)	金銭消費貸借契約 金額: 2,599,000,000円 期間: 平成26年12月3 日から平成27年 12月2日まで 金利: なし 担保: なし	2,599,000
—	—	—	—
計			2,599,000

(注) 当該借入金(2,599,000千円)は、上記「届出日の前々日又は前日現在の預金」記載の普通預金2,599,999千円に含まれております。

【届出日以後に借入を予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計(b)				—

□ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
—	—	—	—
—	—	—	—
計（c）			—

【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
—	—
計（d）	—

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

2,599,999千円 ((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(2) 【決済の開始日】

平成27年1月19日（月曜日）

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、平成27年2月2日（月曜日）となります。

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態（応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。

11【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（6,966,965株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（6,966,965株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事由のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事由に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の前日までに、（ ）独占禁止法第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する企業結合の事前届出に対し、公正取引委員会から、対象者株式の全部若しくは一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が終了しない場合、又は、独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合、又は（ ）外為法第27条第1項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」が得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

対象者が公開買付期間中に、法第27条の6第1項第1号の規定により令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用がある場合は、公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	概要
平成26年11月	商号を株式会社MVジャパンとし、本店所在地を東京都千代田区平河町二丁目16番1号平河町森タワー10階、資本金を25千円とする株式会社を設立
平成26年12月	資本金を525千円に増加

【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

- 1．株式・社債等、有価証券への投資、保有及び運用
- 2．前号に付帯関連する一切の業務

事業の内容

公開買付者は、対象者の株券を取得及び保有すること等を目的として設立された株式会社です。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成26年12月8日現在

資本金の額（円）	発行済株式の総数（株）
525,000	21

【大株主】

平成26年12月8日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 （株）	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合（％）
MV Limited	28/F CITIC Tower, 1 Tim Mei Avenue, Central, Hong Kong	21	100.00
計	—	21	100.00

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成26年12月 8 日現在

平成26年12月6日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有 株式数 (千株)
代表取締役		中野 宏信	昭和34年 9月6日	昭和58年 3 月	トヨタ自動車株式会社入社	—
				平成 2 年 7 月	株式会社コーポレートディレクション入社	
				平成 7 年 7 月	フォーバルインターナショナルテレコミュニケーションズ株式会社入社 経営戦略室長	
				平成 9 年 7 月	株式会社アドバンテッジパートナーズ入社 パートナー	
				平成10年10月	富士機工電子株式会社 出向 代表取締役社長 兼 更生管財人代理(但し、更生管財人代理については平成13年3月に更生手続終了に伴い任務終了)	
				平成16年 1 月	株式会社産業再生機構入社 マネージングディレクター	
				平成19年 1 月	シティック キャピタル パートナーズ ジャパン リミテッド入社 日本代表・マネージングディレクター	
				平成22年 1 月	同社 日本代表・シニアマネージングディレクター(現任)	
				平成26年11月	公開買付者代表取締役就任(現任)	
計						—

(2) 【経理の状況】

公開買付者は、平成26年11月20日に設立された株式会社であり、本書提出日現在、設立後事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておりません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【四半期報告書又は半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

該当事項はありません。

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

該当事項はありません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

該当事項はありません。

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 本公開買付けに対する賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成26年12月5日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに対して賛同の意見を表明すること、本公開買付価格の妥当性についての意見を留保し、本公開買付けに応募されるか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることを決議しているとのこと。なお、対象者による賛同意見の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(4) 対象者における買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」をご参照ください。

(2) 本資本業務提携契約

公開買付者と対象者は、平成26年12月5日付で、本資本業務提携契約を締結いたしました。
本資本業務提携契約の概要は以下のとおりです。

(a) 対象者の企業価値を高めるために、以下の施策を中心とした業務提携を推進すること（但し、かかる施策を実行するための具体的内容については、別途協議の上定めます。）。

(i) 対象者のグローバル展開を通じた成長戦略の遂行

主として公開買付者の持つ、主に中国及びアジアを中心としたグローバル市場におけるネットワークやリソース、知見、コンサルティング能力の活用等を通じて、対象者の成長戦略遂行に結びつける施策

(ii) 対象者の経営管理機能強化

主として公開買付者の持つ経営管理ノウハウやコンサルティング能力を有効に活用することにより、ショットグループからの分離に関わる各種課題をスムーズに解決し、かつ今後の成長戦略の実行に結びつく経営管理機能の強化施策

(b) 公開買付者は、対象者に対して、取締役候補者3名及び監査役候補者1名を指名する権利を有すること。対象者は、本公開買付け成立後実務的に可能な限り速やかに対象者の臨時株主総会（以下「次期株主総会」といいます。）を招集し、次期株主総会の議案として、公開買付者が別途指名する者3名を取締役候補者及び1名を監査役候補者とする取締役選任議案及び監査役選任議案を上程し、当該選任議案がいずれも次期株主総会において承認可決されるよう最大限努力すること（なお、上記取締役候補者及び監査役候補者は、次期株主総会までの間、対象者の取締役会にオブザーバーとして参加することができます。）。

(c) 対象者が、本公開買付けの成立後、以下の事項に関し取締役会で決議する場合（株主総会の付議議案として決定する場合及びショットモリテックステクノロジーズ（深セン）有限公司に関して以下に相当する事項を決定する場合を含みます。）には、事前に公開買付者との間で誠実に協議を行うこと。

(i) 対象者の株式、新株予約権、新株予約権付社債の発行若しくは処分又はこれに類する権利の付与、無償割当て、社債の発行又はこれに類する権利の付与若しくは許諾

(ii) 自己株式の取得、株式分割・併合、資本金・準備金減少

(iii) 取締役又は監査役の選任、解任又は報酬、賞与その他の職務執行の対価として支払う財産上の利益の決定

(iv) 定款変更

(v) 組織再編行為（合併、株式交換、株式移転及び会社分割並びに事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けを含む。）

(vi) 解散、又は破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他これらに類似の法的倒産手続（日本以外の国・法域における同種の手続を含む。）の申立て

(vii) 本業務提携に悪影響を及ぼす可能性のある重要な業務上の提携、企業結合若しくは資本提携、又はその変更若しくは解消

- (viii) 経営計画（年度、中期、長期のいずれも含む。）の決定、変更
- (ix) 取締役会規程及び付議基準の変更又は廃止
- (x) 年次予算、予算案（四半期を業績含む。）、剰余金処分案（剰余金配当の決議案を含む。）、通期業績見通しの策定、変更
- (xi) 経営に重大な影響を及ぼす借入等の資本政策、又は契約の締結、変更又は解除
- (xii) 重要な組織体制の新設又は改廃
- (xiii) 前各号に定める事項の他、対象者の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある決定

第5 【対象者の状況】

1 【最近3年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益（当期純損失）	—	—	—

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

2 【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所市場第一部						
月別	平成26年 6月	平成26年 7月	平成26年 8月	平成26年 9月	平成26年 10月	平成26年 11月	平成26年 12月
最高株価（円）	329	291	290	344	285	285	269
最低株価（円）	248	265	259	270	254	263	263

（注）平成26年12月については、平成26年12月5日までの株価です。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
株主数 （人）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 （単位）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 の割合 （％）	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数（株）	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合（％）
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 （株）	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合（％）
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第41期（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日） 平成24年12月20日 関東財務局長に提出

事業年度 第42期（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日） 平成25年12月20日 関東財務局長に提出

事業年度 第43期（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日） 平成26年12月19日 関東財務局長に提出予定

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第43期第3 四半期（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日） 平成26年8月11日 関東財務局長に提出

対象者の第43期第3 四半期報告書（平成26年8月11日提出）によると、第42期有価証券報告書提出日（平成25年12月20日）後、第43期第3 四半期報告書提出日（平成26年8月11日）までの役員の異動は、下記のとおりです。

（ ）新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)	就任年月日
取締役	執行役員 製品統括・技術開発本部長 兼 プロダクトマネジメント・マーケティング部長	犬飼 清	昭和40年 2月23日生	平成10年6月 アジレント・テクノロジー株式会社入社 平成22年5月 同社電子計測マーケティング部マーケットデベロップメントマネージャー 平成25年7月 対象者入社MVS工業用営業本部プロダクト・マネジメント部長 平成26年1月 対象者製品統括・技術開発本部長 兼 プロダクトマネジメント・マーケティング部長（現任） 平成26年5月 対象者取締役就任（現任）	注1	—	平成26年 5月2日
取締役		ステファン レツェ	昭和38年 8月4日生	平成12年10月 Süd-Chemie AG 経営企画及びコーポレートベンチャー責任者 平成18年1月 同社Performance Packaging グローバル ビジネスユニットマネージャー 平成21年12月 SCHOTT AG アジア担当プレジデント 兼 CEO（現任） 平成26年5月 対象者取締役就任（現任）	注1	—	平成26年 5月2日
監査役		岩本 俊夫	昭和27年 10月18日生	昭和59年7月 旭硝子株式会社入社 平成11年9月 対象者入社 平成19年6月 対象者取締役就任 平成26年5月 対象者取締役退任 平成26年5月 対象者監査役就任（現任）	注2	9.3	平成26年 5月2日

(注) 1．平成26年5月2日開催の臨時株主総会の終結の時から平成27年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
2．平成26年5月2日開催の臨時株主総会の終結の時から平成29年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

（ ）退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	特命担当取締役技術顧問	岩本 俊夫	平成26年5月2日
取締役		オットマー エルンスト	平成26年5月2日

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

ショットモリテックス株式会社
(埼玉県朝霞市泉水三丁目13番45号)
ショットモリテックス株式会社名古屋支店
(名古屋市東区泉一丁目21番27号)
ショットモリテックス株式会社大阪支店
(大阪市淀川区西中島七丁目 5 番25号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

(1) 平成26年 9 月期 決算短信〔日本基準〕(連結)

対象者は、平成26年11月13日付で平成26年 9 月期決算短信を公表しております。当該公表に基づく当該期の対象者の連結損益状況等は以下のとおりです。以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

損益の状況

決算年月	平成26年 9 月期 (第43期)
売上高 (百万円)	7,621
売上原価 (百万円)	5,791
販売費及び一般管理費 (百万円)	1,982
営業外収益 (百万円)	272
営業外費用 (百万円)	96
当期純利益 (百万円)	21

1 株当たりの状況

決算年月	平成26年 9 月期 (第43期)
1 株当たり当期純利益 (円)	1.55
1 株当たり配当額 (円)	0.00
1 株当たり純資産額 (円)	154.52

(2) 監査役の異動

平成26年9月期決算短信によりますと、対象者は、平成26年12月19日付で以下の異動を予定しているとのことです。

退任予定監査役

社外監査役（常勤） 宇野 正雄

新任予定監査役

監査役（常勤） 堺谷 正子

(3) 業績予想と実績との差異

対象者は、平成26年11月13日付で「業績予想と実績との差異並びに繰延税金資産の計上及び営業外収益（持分法による投資利益）の計上に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく対象者の平成26年9月期の通期連結業績予想と実績との差異の概要は以下のとおりです。以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

平成26年9月期通期連結業績予想数値と実績との差異（平成25年10月1日～平成26年9月30日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回公表予想(A)	7,735	100	16	50	3.59
今回実績(B)	7,621	152	23	21	1.55
増減額(B-A)	113	52	7	71	—
増減率(%)	1.5	—	44.1	—	—
（ご参考）前期実績 （平成25年9月期）	7,769	775	615	1,350	96.95